

資料 1

～設置要綱の改定について～

(案)

環瀬戸内海地域交流促進協議会

設置要綱

(目的)

第1条 環瀬戸内海地域交流促進協議会（以下「協議会」という。）は、環瀬戸内海地域の経済界、自治体等の関係者が一体となって様々な分野での交流を促進し、もって、経済、生活、文化の一層の発展、向上を図ることを目的とする。

(議事)

第2条 協議会は、次の事項について連絡、調整を行い、相互に連携、協力することにより効果の増進、拡大を図る。

- (1) 地域の情報発信
- (2) 観光連携に向けた取組
- (3) 産業連携に向けた取組
- (4) 生活、文化等における連携に向けた取組

(組織)

第3条 協議会は、別表1に掲げる委員で構成する。

- 2 協議会に会長を置く。会長は四国経済連合会会長とする。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

(幹事会)

第4条 協議会に幹事会を置き、別表2に掲げる委員で構成する。

- 2 幹事会は、協議会の円滑な運営を補助し、実質的な調査・調整を行うものとする。
- 3 幹事会に座長を置く。座長は委員の互選によるものとし、その都度選任する。
- 4 座長は、幹事会の議事を進行し整理するものとする。

(事務局)

第5条 協議会の事務局は、国土交通省四国地方整備局及び本州四国連絡高速道路株式会社に置く。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 この要綱は、平成26年3月27日から施行する。

附 則 この要綱は、平成26年9月11日から施行する。

附 則 この要綱は、令和3年10月8日から施行する。